平成２１年（フ）第７３号
福岡県筑後市大字蔵数272番地１　格ビル久吹田401号
債務者　牛島　正美
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第１１１号
鹿児島県薩摩川内市東郷町南瀬7250番地１
債務者　田口エヴェリン　キャスター
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１２６号
鹿児島県阿久根市赤瀬川365番地３
債務者　屋無濱重行
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１２８号
鹿児島県薩摩郡さつま町虎居町17番地15
債務者　鮫島　孝明
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１３０号
鹿児島県薩摩川内市国分寺町6876番地
債務者　田代　智子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１５０号
鹿児島県志布志市志布志町志布志2256番地３
債務者　山﨑　　正
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１２１３号
仙台市宮城野区東仙台１丁目11番30号　スターフォレスト104
債務者　清水美惠子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３２１号
仙台市太白区太白２丁目20番１―403号
債務者　千葉　紀子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４６５号
茨城県那珂市菅谷109番地１　市営鷺内住宅Ｃ304
債務者　吉澤こずえ
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５２９号
茨城県常陸大宮市上小瀬2125番地
債務者　掛札　清美（旧姓羽根石）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５４８号
茨城県ひたちなか市大字市毛847番地56　県営もみじが丘アパート３―２―２
債務者　山口ちどり
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１２２号
茨城県北茨城市磯原町内野514番地
債務者　豊田　徳美
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１３５号
茨城県北茨城市磯原町大塚1908番地
債務者　丹　喜久彦
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１４３号
茨城県日立市川尻町６丁目44番11―203号
債務者　鈴木　邦明
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１４７号
茨城県日立市弁天町２丁目23番８号
債務者　藤田　　肇
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１４８号
茨城県北茨城市大津町字五浦２丁目19番地２
債務者　大山　　恵
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第２５号
埼玉県秩父市黒谷1110番地
債務者　今井　春美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第４９号
三重県津市長岡町3053番地６
債務者　浪岡　明子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
津地方裁判所破産係